

○恩給支払事務取扱要領

(沿革) 昭和61年3月14日会第1674号、平成13年4月5日第50号、20年3月28日第1219号、23年6月30日第290号、24年9月28日第776号、令和6年3月1日第496号改正

(目的)

第1条 この要領は、別に定めのあるものを除くほか恩給法（大正12年法律第48号）及び熊本県職員等恩給条例（大正13年熊本県令第8号）に規定する年金である恩給（以下「恩給」という。）の支払について、必要な事項を定めることを目的とする。
(支出命令)

第2条 支出命令者は、恩給の支払をしようとするときは、支出命令書に仕訳書及び口座振替依頼書又は送金依頼書を添えて会計管理者に支出命令をしなければならない。
(支出命令の審査)

第3条 会計管理者は、前条の支出命令を適正と認めたときは、指定金融機関に対して口座振替依頼書又は送金依頼書を交付するものとする。
(指定金融機関の業務)

第4条 指定金融機関は、会計管理者から恩給の支払のため前条に規定する口座振替依頼書の交付を受けたときは、第5条に規定する支払期日に、恩給受給権者（以下「受給権者」という。）の預貯金口座に振替え、送金依頼書の交付を受けたときは、第5条に規定する支払期日に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。）の営業所、日本郵便株式会社の営業所（銀行窓口業務（日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する銀行窓口業務をいう。以下同じ。）を行うものに限る。）及び簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する簡易郵便局（同法第4条第1項に規定する受託者が当該簡易郵便局において銀行窓口業務を行う場合に限る。）（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）において受領できるよう送金しなければならない。
(恩給の支払期日)

第5条 恩給の支払期日は、恩給給与規則（大正12年勅令第369号）第29条に規定する支給期月の10日（その日が銀行法第15条第1項に規定する銀行の休日にあると

第2 会計（恩給支払事務取扱要領）

きは、その前日）とする。ただし、前支給期月に支払うべきであった恩給が未支給の場合、受給権が消滅した場合又は恩給の支給が停止された場合等において、支払うこととなるその期の恩給は、支払期日にかかわりなくそのつど支払うものとする。

（支払方法）

第6条 支出命令者は、恩給を支給するときは、熊本県会計規則（昭和60年規則第11号。以下「会計規則」という。）第52条に規定する口座振替の方法により支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、口座振替による支払が著しく不便とする県内の受給権者にあつては、指定金融機関において、県外の受給権者にあつては、郵便貯金銀行の営業所等において、会計規則第53条に規定する隔地払の方法により支払うことができるものとする。

（指定金融機関等の指定等）

第7条 受給権者が前条第1項の規定により恩給の支払を受けようとするときは、指定金融機関又はこれと為替取引のある金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に自己名義の預貯金口座を設け、口座振替依頼申出書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 受給権者は、指定金融機関等を変更しようとするときは、各支給期月の前月の10日までに口座振替変更申出書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。
（送金通知）

第8条 会計規則第53条第2項ただし書に規定する受給権者への送金の通知は、送金通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

附 則

1 この要領中第7条の規定は昭和51年12月1日から、その他の規定は昭和52年4月1日から施行する。

2 恩給支払事務取扱要領（昭和33年会第191号）は廃止する。

附 則（昭和61年3月14日会第1674号）

1 この要領中第7条の規定は昭和60年12月1日から、その他の規定は昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月5日会第50号）

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日会第1219号）

この要領は、平成19年10月1日から適用する。ただし、「出納長」を「会計管理者」

に、「職員課」を「総務事務センター」に改める改正規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月30日会第290号)

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日会第776号)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月1日会第496号)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第2 会計 (恩給支払事務取扱要領)

別記第1号様式 (第7条関係)

口座振替依頼申出書			
証書の記号番号			
フリガナ 受給権者住所			
フリガナ 受給権者氏名			
フリガナ 指定金融機関等名	(金融機関名) (支店名)	普通預金 又は 通常貯金 口座番号	
	(金融機関コード -)		
金融機関の方へ お願い	上記の者に係る口座の口座番号 及び金融機関コードを確認のうえ、 確認印を押印してください。		<div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 5px 15px;">確認印</div>
<p>私が支給を受ける恩給について、恩給支払事務取扱要領第7条の規定により 上記預貯金口座に振り込んでくださるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印 電話番号 ()</p> <p>熊本県知事 様</p>			

〔熊本出四九〕

- (注) 1 指定金融機関等名欄は、肥後銀行及び肥後銀行と為替取引のある金融機関(銀行、農協、信用組合、労働金庫など)の各本、支店(所)名を記入してください。
- 2 郵便貯金銀行の営業所並びに銀行窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所(郵便局を含む。)及び簡易郵便局の貯金口座に振り込みを希望される場合は、貯金口座の記号・番号ではなく、口座番号を記入してください。
- 3 口座番号及び金融機関コードについては、金融機関の確認を受けたうえで提出してください。

別記第2号様式 (第7条関係)

口座振替変更申出書			
証書の記号番号			
フリガナ			
受給権者氏名			
現在指定している指定金融機関等名			
フリガナ			普通預金 又は 通常貯金 口座番号
新しく指定する指定金融機関等名	(金融機関名)	(支店名)	
	(金融機関コード —)		
金融機関の方へ お 願 い	新しく指定する指定金融機関等の口座番号及び金融機関コードを確認のうえ、確認印を押印してください。		<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">確 認 印</div>
私が支給を受ける 年 月 支給期の恩給から上記のとおり振込口座 を変更くださるようお願いします。 年 月 日			
住所		氏 名	
熊本県知事		電話番号 () 印	
様			

〔熊本出四九〕

一七二五

- (注) 1 恩給の支払期日は、支給期月(4月、7月、10月、12月)の10日(その日が銀行法第15条第1項に規定する銀行の休日にあたるときはその前日)です。変更する場合は、各支給期月の前月の10日までに提出してください。
- 2 新しく指定する指定金融機関等名の欄には、肥後銀行及び肥後銀行と為替取引のある金融機関(銀行、農協、信用組合、労働金庫など)の各本、支店(所)名を記入してください。
- 3 郵便貯金銀行の営業所並びに銀行窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所(郵便局を含む。)及び簡易郵便局の貯金口座に振り込みを希望される場合は、貯金口座の記号・番号ではなく、口座番号を記入してください。
- 4 口座番号及び金融機関コードについては、金融機関の確認を受けたうえで提出してください。

別記第3号様式 (第8条関係)

年 月 期恩給 様	支 給 額	所 得 税	差 引	支 給 額
上記金額を送金しましたので、お知らせします。 別途、振替払出証書が送付されますので、その書類を 郵便貯金銀行（郵便局）の窓口を持参して現金をお受け 取りください。	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	年 月 日 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	熊本市会計管理者	熊本市会計課

お 知 ら せ	恩給は、毎年4月（1月分～3月分）、7月（4月分～6月分）、10月（7月分～9月分）、12月（10月分～12月分）の4回に分けてお支払いしております。 各支給期月の10日（その日が銀行法第15条第1項に規定する銀行の休日にあたるときは、その前日）に郵便貯金銀行（郵便局）で受領できるよう送金しておりますが、郵便事情によっては、多少遅れることもありまして、御了承ください。 なお、恩給についてお尋ねがある場合は、下記へご連絡ください。
	〒 862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 電話 (代表) 096-383-1111 裁定請求については 熊本県総務部総務厚生課 (内線) 熊本県警察本部警務部厚生課 (内線) 熊本県教育庁教育政策課 (内線) 支払いについては 熊本県出納局会計課 (内線)